

各位

会 社 名 日清紡ホールディングス株式会社 (コード番号 3105 東・大・名各第一部、札、福) 代表者名 取 締 役 社 長 鵜澤 静間合 せ 先 取締役執行役員 事業支援センター長 村上 雅洋 (TEL 03-5695-8833)

日本無線株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

日清紡ホールディングス株式会社(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、日本無線株式会社(東証第一部、コード番号:6751。以下「対象者」といいます。)の普通株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本プレスリリース公表日現在、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。) 46,939,610株(対象者が平成22年8月6日に提出した第87期第1四半期報告書に記載された平成22年8月6日現在の対象者の発行済株式総数137,976,690株(以下「対象者の発行済株式総数」といいます。)に対する所有株式数の割合:34.02%(小数点以下第三位四捨五入))を所有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、当社は、本日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、本プレスリリース公表日現在、対象者株式 46,939,610株(対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合:34.02%(小数点以下第三位四捨五入))を所有しており、本公開買付けにより、最大で対象者株式 88,713,610株(対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合:64.30%(小数点以下第三位四捨五入))を所有することを企図していることから、対象者株式41,774,000株(対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合:30.28%(小数点以下第三位四捨五入))を応募株券等の買付予定数の上限として設定しております。

なお、本公開買付けにおいては、応募株券等の買付予定数の下限を設定しておりません。また、本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

対象者によれば、対象者は、本公開買付けについて、賛同の意見を表明すること、及び本公 開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議しているとのこ とです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社は、明治40年、綿紡績専業メーカーとして創業した日清紡績株式会社を起源とし、その後、繊維に加え、ブレーキ、紙製品、メカトロニクス、化学品、エレクトロニクスといった事業の多角化を進め、当社及び当社の子会社・関連会社からなる日清紡グループ(以下「当社グループ」といいます。)として、収益基盤の強化を図ってまいりました。さらに、平成21年4月には、次なる飛躍を期して持株会社制へと移行し、機動的な事業運営による個別事業の競争力強化を図っております。

平成22年4月からは、新しい経営3ヵ年計画「Challenge2012」をスタートさせました。低炭素社会実現への関心と需要が高まる中、環境・エネルギー事業の育成強化に経営の舵を切り、太陽電池・燃料電池・電気二重層キャパシタなどの新規事業に経営資源を重点投下しております。

一方、対象者は、大正4年に匿名組合として創業した日本無線電信機製造所を起源とし、無線通信機器事業を主力とするグローバル企業として、無線通信技術、情報技術をベースに海上機器事業、通信機器事業、ソリューション・特機事業の各事業において独自の技術を開発し、発展してまいりました。しかし、戦後の混乱期に業績が振るわず、その経営建て直しに当社が大きく関わりました。爾来、密接な協力関係を継続しており、対象者は無線機器・情報機器総合製造業のパイオニアとして、当社グループのエレクトロニクス事業の中核的存在となっております。

当社及び対象者は、これまでも、それぞれが持つ技術の強みを組み合わせ、製品の共同開発に取り組んでまいりました。平成17年には、当社が世界に先駆けて開発したイオン液体を用いた電気二重層キャパシタ技術に、対象者が独自に開発した均等充放電制御回路技術を融合させ、大容量・高出力な電気二重層キャパシタモジュールを共同開発しました。その後は、両社のみならず、当社グループと、対象者及びその子会社・関連会社(以下「対象者グループ」といいます。)における関係各社の技術を結集し、キャパシタ事業の育成・強化を図っております。

現在、ますます高度化・多様化するエネルギー分野のニーズに迅速かつ的確に対応するためには、「発電」「蓄電」「制御」の技術が不可欠なものとなっています。こうした中、当社と対象者は両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び対象者は、事業面での一層のシナジー効果の発揮を目的として、当社が対象者の議決権の過半数を取得し連結子会社化し、両社の連携関係を更に強化することが、両社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至りました。

具体的には、「発電」技術である、太陽電池製造装置を中心とした当社の太陽光関連事業において、電源装置・電子部品の開発力に優れ、「制御」技術において豊富なノウハウを有する対象者グループとの協業体制を強化することは、競争力のある製品の開発・生産において一層重要性を増すものと考えております。また、当社の「蓄電」技術を対象者保有技術と融合させることにより、テレメータやセンサーネットワーク用の屋外自律型電源などの開発や、対象者製品における省電力・高効率化において対象者事業へのシナジー効果を発揮することができます。

更に当社のケミカル部門との技術的融合を図り、両社の得意技術を活かした、環境・エネルギー分野での新規事業を育成してまいります。特に、HVDC(高電圧直流給電システム)の展開など、今中期計画において環境貢献事業の推進を掲げている対象者にとって、環境・エネルギー分野に高い技術力とノウハウを有する当社との連携強化は、エネルギー分野への事業展開などの新しい事業機会が期待できます。加えて、当社の強固な財務基盤を背景に、対象者の成長戦略を実現するための迅速かつ効果的な投資が可能となります。

また、当社グループのエレクトロニクス事業は、現在、対象者をはじめとして、連結子会社である新日本無線株式会社及び上田日本無線株式会社並びに持分法適用関連会社である長野日

本無線株式会社などの各事業会社により営まれていますが、今後は、対象者を中核として、当社グループのエレクトロニクス事業の効率的な運営を行い、その収益体質を強化するとともに、両社グループが保有する、海外生産・販売拠点と運営ノウハウを共有化し、アジアを中心としたグローバル展開を加速させます。

当社は、対象者株式の上場を維持し、上場会社としての自主的な経営を尊重いたします。従って、当社は、現時点において、本公開買付け後に、対象者に対する役員の追加派遣は予定しておらず、また、対象者の資本政策及び事業内容に重大な変更を加えることも予定しておりません。しかしながら、当社が異なる視点から対象者の企業変革を支援し、関与することは、企業価値向上にとって効果的であると考えますので、変革に向けた諸活動を通して対象者との関係を一層強化してまいります。なお、当社は、現時点において、本公開買付けにより取得する株式を含め、対象者株式については継続保有する予定です。

なお、当社は、本プレスリリース公表日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部に上場している長野日本無線株式会社の普通株式(以下「長野日本無線株式」といいます。)8,161千株(平成22年3月31日現在の発行済株式総数に対する所有株式数の割合:22.41%(小数点以下第三位四捨五入))を所有して長野日本無線株式会社を当社の持分法適用関連会社としており、また、対象者は、本プレスリリース公表日現在、長野日本無線株式9,682千株(間接所有分を含みます。平成22年3月31日現在の発行済株式総数に対する所有株式数の割合:26.59%(平成22年3月31日現在の発行済株式総数に対する所有株式数の割合については、対象者が平成22年6月29日に提出した第86期有価証券報告書に基づいております。))(このうち、対象者の所有分は9,098千株(平成22年3月31日現在の発行済株式総数に対する所有株式数の割合:24.98%(小数点以下第三位四捨五入))、対象者の連結子会社である佐世保日本無線株式会社の所有分は292千株(平成22年3月31日現在の発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.80%(小数点以下第三位四捨五入))、対象者の連結子会社であるジェイ・アール・シー特機株式会社の所有分は292千株(平成22年3月31日現在の発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.80%(小数点以下第三位四捨五入))となっております。)を所有して長野日本無線株式会社を対象者の持分法適用関連会社としております。

本公開買付けにより、対象者が当社の連結子会社となった場合には、当社の間接所有分を含めた長野日本無線株式の発行済株式総数に対する所有株式数の割合が49%となること等に鑑み、長野日本無線株式会社は、当社の連結子会社となる見込みです。

(3) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを企図しており、現時点において、本公開買付けによりその目的を達した場合には、対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。ただし、本公開買付けによって十分な株式数を取得できなかった場合には、本公開買付け終了後、市場買付けを含む適当な方法を直ちに検討の上、実行する予定です。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者は、本プレスリリース公表日現在において当社の子会社ではありませんが、当社は対象者株式 46,939,610 株(対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合:34.02%(小数点以下第三位四捨五入))を所有し対象者を当社の持分法適用関連会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の公正性を担保するために、それぞれ以下の措置をとっております。

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関

としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAアドバイザリー株式会社(以下「GCA」といいます。)に本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。

GCAは、市場株価法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成22年11月5日にGCAから「株式価値算定書」の提出を受けております。上記各手法において算定された、対象者株式1株当たりの価値の範囲の詳細は下記「2.買付け等の概要」「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」記載の通りです。

当社は、上記株式価値算定書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けのうち、対象者の3分の1超の議決権を保有する買付者が、対象者の過半数の議決権の取得を目的とし、かつ対象者の上場維持を前提とした事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、対象者株式の市場株価の動向、及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、本公開買付価格を1株当たり300円とすることを決定いたしました(なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。

本公開買付価格 300 円は、本プレスリリース公表日の前営業日である平成 22 年 11 月 5 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値の 183 円に対して 63.93%(小数点以下第三位四捨五入)、平成 22 年 11 月 5 日までの過去 1 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 191 円(小数点以下四捨五入)に対して 57.07%(小数点以下第三位四捨五入)、平成 22 年 11 月 5 日までの過去 3 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 195 円(小数点以下四捨五入)に対して 53.85%(小数点以下第三位四捨五入)、平成 22 年 11 月 5 日までの過去 6 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 204 円(小数点以下四捨五入)に対して 47.06%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

加えて、当社は、公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。) に関する法令上の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を、30 営業日と設定しており、このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

他方で、対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、下記「2.買付け等の概要」「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」記載の措置を講じたとのことです。

また、当社と対象者は、対象者が当社の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような内容の合意は一切行っておりません。

(5) 上場廃止の有無について

対象者株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは、対象者株式 41,774,000株(対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合:30.28%(小数点以下第三位 四捨五入))を応募株券等の買付予定数の上限として設定しており、本公開買付け後の当社の対象者 株式に係る所有株式数は、最大で88,713,610株(対象者の発行済株式総数に対する所有株式数 の割合:64.30%(小数点以下第三位四捨五入))にとどまる予定です。従って、本公開買付け後も、対象者株式は、引き続き上場を維持する方針です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①名称	日本無線株式会社
②所在地	東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号
③代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 諏訪 頼久
④事業内容	海上機器事業、通信機器事業、ソリューション・特機事業
⑤資本金	14,704 百万円(平成 22 年 3 月 31 日現在)
⑥設立年月 日	昭和 24 年 10 月 1 日

⑦大株主及	日清紡ホールラ		34. 01%			
び持株比率	日本マスター		10.00%			
(平成22年	日本トラスティ	∃9)	2.79%			
3月31日現	日本無線取引名		2.52%			
在)	日本トラスティ	ィ・サービス信託銀行	行株式会社(信託)])	2.35%	
	日本無線従業員	員持株会			2. 19%	
	株式会社みずり	まコーポレート銀行			1. 44%	
	三菱電機株式会	会社			1. 26%	
	資産管理サート	ごス信託銀行株式会	社(証券投資信託)])	0.56%	
	日本トラスティ	ィ・サービス信託銀行	行株式会社(信託)	□1)	0.50%	
	(注1)上記は、	対象者が平成22年6月29	日に提出した第86期有	価証券報告書	に基づいて作成して	
	おります。	N	> > hts - He hts - em statte	the distance of the same) I for let . > foto	
		平成22年8月6日に提出 期間において、大株主の				
		朔間において、八休主の 、本公開買付けに係る公			•	
	を提出する予定と		四条门列的工作(310)	M1M1 7 1 1 M1		
		上三菱UFJフィナンショ				
		行株式会社、三菱UFJ				
	株式会社が、対象	皆株式を保有している旨 Ⅰ	の大量保有報告書(変 <u>)</u> 「	更報告書)が携 ┃	是出されております。 T	
			提出日	所有株式数	発行済株式の総数	
	氏名又は名称	住所又は所在地	(報告義務発生日)	所有株式級 (株)	に対する所有株式	
			(井) 口 教 3万 元 上 日 /		数の割合(%)	
	三菱IIF I信託銀	東京都千代田区丸の内	平成22年11月4日			
	一次	一丁目4番5号	(平成22年10月27日)	12, 281, 000	8. 90	
	二苯Ⅱ □ Ⅰ	東京都千代田区丸の内	平成22年11月4日			
	三変U F J 技信体 式会社	一丁目4番5号	(平成22年11月4日 (平成22年10月27日)	430, 000	0.31	
	三菱UF J モルガ ン・スタンレー証券	果界都十代田区丸の内		437, 549	0.32	
	株式会社	二丁目5番2号	(平成22年10月27日)	101,010	0.02	
	計	_	_	13, 148, 549	9. 53	
	H			10, 110, 010		
8公開買付	資本関係	当社は、対象者の発	<u></u> 行済株式総数の34	02%(小数	点以下第三位四	
者と対象者						
の関係	捨五入) に相当する46,939,610株を保有しており、対象者の筆頭株 主であります。また、対象者は、当社の発行済株式総数の1.88%(小					
· 2 医 / 1		· -				
	数点以下第三位四捨五入)に相当する普通株式3,370,000株を保有しております。					
	しくわりまり。 人的関係 当社取締役会長である岩下俊士氏が対象者のま					
	y • 12 • 4 p 1			7	,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		執行役員である馬場一訓氏が対象者の非常勤監査役を、それぞれ兼				
		努しております。 坐社と対色老との即と	・は、幻事中ッキチョ	五十2年2日日日	シントキャーナン	
	取引関係 当社と対象者との間には、記載すべき重要な取引関係はあります					
	関連当事者			*あり、関連当	4事者に該当しま	
	関連当事者 対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当しま への該当状 す。					
	次					
	174					

(2) 買付け等の期間

① 日程

取締役会決議	平成22年11月8日(月曜日)
	平成22年11月9日(火曜日)
公開買付開始公告日	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に記載します。
	(電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成22年11月9日(火曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成22年11月9日 (火曜日) から平成22年12月21日 (火曜日) まで (30営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき金300円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAに本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。

GCAは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成22年11月5日にGCAから「株式価値算定書」の提出を受けております。上記各手法において算定された、対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 183円~204円 DCF法 273円~317円

市場株価法では、平成22年11月5日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各期間における単純平均株価(終値)(それぞれ、183円、191円、195円、204円)を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

なお、GCAは本算定において、本日付けで対象者より公表された「業績予想の修正に関するお知らせ」記載の内容を踏まえ、対象者が保有するアロカ株式会社の株式売却益を考慮して評価を行っています。

当社は、上記株式価値算定書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開

買付けのうち、対象者の3分の1超の議決権を保有する買付者が、対象者の過半数の議決権の取得を目的とし、かつ対象者の上場維持を前提とした事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、対象者株式の市場株価の動向、及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、本公開買付価格を1株当たり300円とすることを決定いたしました(なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。

本公開買付価格300円は、本プレスリリース公表日の前営業日である平成22年11月5日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値の183円に対して63.93%(小数点以下第三位四捨五入)、平成22年11月5日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値191円(小数点以下四捨五入)に対して57.07%(小数点以下第三位四捨五入)、平成22年11月5日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値195円(小数点以下四捨五入)に対して53.85%(小数点以下第三位四捨五入)、平成22年11月5日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値204円(小数点以下四捨五入)に対して47.06%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、当社グループのエレクトロニクス事業の中核的存在となっております。当社及び対象者は、これまでも、それぞれが持つ技術の強みを組み合わせ、製品の共同開発に取り組んでまいりました。現在、ますます高度化・多様化するエネルギー分野のニーズに迅速かつ的確に対応するためには、「発電」「蓄電」「制御」の技術が不可欠なものとなっています。こうした中、平成22年9月下旬頃より、当社と対象者は両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び対象者は、事業面での一層のシナジー効果の発揮を目的として、当社が対象者の議決権の過半数を取得し連結子会社化し、両社の連携関係を更に強化することが、両社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至り、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、平成22年9月に当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAに本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼し、GCAより、株式価値算定書を平成22年11月5日に取得しております。

(ii) 当該意見の概要

GCAは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っております。上記各手法において算定された、対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 183 円~204 円 DCF法 273 円~317 円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、上記株式価値算定書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けのうち、対象者の3分の1超の議決権を保有する買付者が、対象者の過半数の議決権の取得を目的とし、かつ対象者の上場維持を前提とした事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、対象者株式の市場株価の動向、及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、本公開買付価格を1株当たり300円とすることを決定いたしました(なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。

(対象者における本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)

(i) 対象者における独立した第三者からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ、当社及び対象者の関連当事者に該当しないフィナンシャルアドバイザーであるみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券より一定の前提条件及び免責事項を前提とした対象者の株式価値算定書を平成22年11月5日付けで受領しているとのことです。なお、みずほ証券が提出した株式価値の算定結果は、本公開買付価格の公正性について意見を表明するものではないとのことです。

みずほ証券が用いた手法は、DCF法、類似企業比較法及び市場株価基準法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

ア DCF法 240円~308円

DCF法とは、対象者の事業活動によって生み出される将来のキャッシュ・フローを、想定割引率を用いて現在価値に割り引くことにより事業価値を算定した上で、算定された当該事業価値に事業外資産の価値を加算し、純負債を控除することにより株式価値を算定する手法であり、ファイナンス理論上有効かつ一般的な手法であるとして、これを採用しているとのことです。これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、240円~308円と算定しているとのことです。

なお、DCF法による算定の基礎として、対象者がみずほ証券に提供した利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度があるとのことです。

2008 年秋の世界的な金融危機と経済の激変で、対象者においても事業戦略の再構築を 迫られていたことから、この間、損益分岐点売上高の引き下げを最重要課題として利益 体質の改善に努め、その結果、2009 年度は大幅な減収となったものの、増益とすること ができたことから、みずほ証券は、こうした利益体質を維持しつつ、事業構造の改革に よる売上高の回復を図ることで、業績が成長、回復するという対象者の判断を前提とし て株式価値評価を行っているとのことです。

なお、本日、対象者は「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、 みずほ証券による株式価値算定においても、かかる公表内容が算定の基礎として盛り込 まれているとのことです。

イ 類似企業比較法 234 円~276 円

類似企業比較法とは、上場会社の中から、対象者と事業内容等が類似する会社を複数選定し、株式時価総額等に対する財務指標の倍率により株式価値を算定する手法であり、主力マーケットや事業規模等に鑑み、一定の蓋然性のある結果が得られるものと考え、これを採用しているとのことです。これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、234円~276円と算定しているとのことです。

ウ 市場株価基準法 183 円~204 円

市場株価基準法とは、対象者の株式市場における株価をもとに株式価値を算定する手法であり、多数の参加者により市場の競争原理を通じて価格が決定されるということ、かつ、広く開示され客観的であることから、公開企業の株式価値評価において必ず考慮されるものであるとして、これを採用しているとのことです。東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式については、平成22年11月5日を基準日としたうえで、過去6ヶ月の株価終値の平均、過去3ヶ月の株価終値の平均、過去1ヶ月の株価終値の平均、基準日の株価終値(それぞれ、204円、195円、191円、183円)を総合的に勘案し、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、183円~204円と算定しているとのことです。

(ii) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の公正 性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立した法務アドバイザーとして西 村あさひ法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法 及び過程等に関して、必要な法的助言を受けているとのことです。

(iii) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、下記の理由で取締役会を欠席した岩下俊士氏を除く当該取締役会に出席した取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨及び本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明する旨の決議を行っているとのことです。また、下記の理由で取締役会を欠席した馬場一訓氏を除く当該取締役会に出席した監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、当社の取締役会長を兼務している岩下俊士氏は、利益相 反防止の観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議並びに 対象者内部における本公開買付けの検討に参加しておらず、対象者の取締役として当社と の協議・交渉に参加していないとのことです。また、対象者の監査役のうち、当社の執行 役員を兼務している馬場一訓氏は、同様に利益相反防止の観点から、対象者の取締役会に おける本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記決議に対して意見を差し控え ているとのことです。

③ 算定機関との関係

GCAは、当社の関連当事者には該当せず、その他本公開買付けに関して重要な利害関係

を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限	
41,774,000 株	一株	41,774,000 株	

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(41,774,000 株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(41,774,000 株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議 決権の数	46, 939 個	(買付け等前における株券等所有割合 34.07%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議 決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付予定の株券等に係る議 決権の数	41,774 個	(買付け等後における株券等所有割合 64.39%)
対象者の総株主等の議決権 の数	137, 221 個	

- (注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。)第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含み、特別関係者である対象者が保有する自己株式は除きます。また、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。
- (注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年8月6日に提出した第87期第1四半期報告書に記載された平成22年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が本日提出した平成23年3月期第2四半期決算短信に記載された平成22年9月30日現在の普通株式の発行済株式総数(137,976,690株)から、対象者が本日提出した平成23年3月期第2四半期決算短信に記載された平成22年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(207,595株)を控除した株数(137,769,095株)に係る議決権の数(137,769個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。
- (注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨 五入しております。

(7) 買付代金

金12,532,200,000円

(注) 本公開買付における買付予定数(41,774,000株)に1株当たりの買付価格(金300円)を 乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成22年12月29日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。)。野村ジョイを経

由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(https://www.nomurajoy.jp/)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限(41,774,000株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(41,774,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、後記「4.その他」「(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報」の「①株券等の取得に関する許可等」に記載の公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正法を含み、以下「独占禁止法」といいます。)に基づく排除処置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、及び、同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定 する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。)に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(https://www.nomurajoy.jp/)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償 又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還 に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

(10) 公開買付開始公告日

平成22年11月9日(火曜日)

(11)公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し
- (1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1.買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。なお、上記のとおり、本公開買付けにより、対象者が当社の連結子会社となった場合には、当社の間接所有分を含めた長野日本無線株式の発行済株式総数に対する所有株式数の割合が49%となること等に鑑み、長野日本無線株式会社は、当社の連結子会社となる見込みです。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、下記の理由で取締役会を欠席した岩下俊士氏を除く当該取締役会に出席した取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨及び本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明する旨の決議を行っているとのことです。また、下記の理由で取締役会を欠席した馬場一訓氏を除く当該取締役会に出席した監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、当社の取締役会長を兼務している岩下俊士氏は、利益相 反防止の観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議並びに 対象者内部における本公開買付けの検討に参加しておらず、対象者の取締役として当社と の協議・交渉に参加していないとのことです。また、対象者の監査役のうち、当社の執行 役員を兼務している馬場一訓氏は、同様に利益相反防止の観点から、対象者の取締役会に おける本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記決議に対して意見を差し控え ているとのことです。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
- ① 株券等の取得に関する許可等

当社は、独占禁止法第10条第2項に基づき、本公開買付けによる株式取得に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日が経過するまでは対象者株式を取得することができません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「待機期間」といいます。)。

なお、当社は、平成22年10月27日付でかかる事前届出を公正取引委員会に提出し、同日付けで受理されています。従って待機期間は平成22年11月26日に終了する予定です。本公開買付けによる対象者株式の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、及び、同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、前記「2.買付け等の概要」「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合には、訂正届出書を提出いたします。

②株式会社日立メディコによるアロカ株式会社の普通株式に対する公開買付けへの応募

対象者公表の本日付「公開買付けへの応募に関するお知らせ」と題するプレスリリースによれば、対象者は、本日開催の取締役会において、対象者の保有するアロカ株式会社の全株式について、株式会社日立メディコが平成22年11月9日から実施する予定のアロカ株式会社の株式に対する公開買付けに応募することを決議したとのことです。

同プレスリリースによれば、アロカ株式会社の株式に対する公開買付けに応募する対象者の所有株式数は2,000,000株であり、当該公開買付けによる買付予定価格は、1 株につき金1,075円とのことです。

③ 対象者による「平成23年3月期第2四半期決算短信」の公表及び業績予想の修正

対象者は、本日、「平成23年3月期第2四半期決算短信」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の決算短信の概要及び業績予想の修正の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。なお、対象者によれば、対象者は、本公開買付けに係る公開買付期間中に、第87期第2四半期に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

(i) 平成23年3月期第2四半期決算短信の概要(本日公表) 損益の状況(連結)

決算年月	平成23年3月期(第87期) 第2四半期連結累計(会計)期間
売上高	37, 374 百万円
売上原価	31, 163 百万円
販売費及び一般管理費	7,996 百万円
営業外収益	255 百万円
営業外費用	808 百万円
四半期純利益(四半期純損失)	△2,836 百万円

1株当たりの状況(連結)

油管左 日	平成 23 年 3 月期 (第 87 期)		
決算年月 	第2四半期連結累計(会計)期間		
1株当たり四半期純損益	△20. 59 円		
1株当たり配当額	0.00円		
1株当たり純資産額	289. 38 円		

(ii) 業績予想の修正の概要(本日公表)

(a) 平成23年3月期通期連結業績予想数値の修正(平成22年4月1日~平成23年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想(A)	百万円 118,000	百万円 3,500	百万円 3,300	百万円 2,600	円 銭 18 87
今回発表予想 (B)	116, 000	3, 500	2, 900	4, 100	29 76
増減額(B-A)	△2,000	_	△400	1,500	_
増減率(%)	△1.7	_	△12. 1	57. 7	_
前期実績 (平成22年3月期)	111, 210	2, 999	2, 806	2, 322	16 86

(b) (参考) 平成 23 年 3 月期通期個別業績予想数値の修正 (平成 22 年 4 月 1 日~平成 23 年 3 月 31 日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想(A)	百万円 110,000	百万円 3,000	百万円 2,700	百万円 2,200	円 銭 15 97
今回発表予想 (B)	108, 000	3,000	2, 300	3, 700	26 86
増減額(B-A)	△2,000	_	△400	1,500	_
増減率(%)	△1.8	_	△14.8	68. 2	_
前期実績 (平成22年3月期)	103, 431	2, 392	2, 175	1, 963	14 25

(c) 修正の理由

売上高につきましては、急速な円高による為替の影響等により海上機器事業が減少し、 また、通信機器事業も国内業務用無線機器の伸び悩み等により減少する見通しです。

一方、利益につきましては、経費の削減等、グループ全体で利益体質の強化に取り組 んだ結果、変動費率の改善と固定費の削減が進捗していることから、営業利益は予想を 変更しておりません。経常利益につきましては、円高による為替の影響を織り込み、減 少する見通しです。

また、対象者は本日、対象者が保有するアロカ株式会社の全株式について、株式会社 日立メディコが実施する公開買付けに応募することを決議しました。本公開買付けへの 応募により対象者が保有するアロカ株式会社の全株式を売却した場合、投資有価証券売 却益約19億円が発生し、特別利益の計上が予想されます。

以上の要因により、平成22年5月10日に公表しました通期の連結(参考:個別)の業績予想を修正することといたしました。

<その他の注意事項>

- ・ 本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第167条第3項及び令第30条の規定により、内部者取引 (いわゆるインサイダー取引) 規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの発表から12時間を経 過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分ご注意ください。万が一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。
- 本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、本プレスリリース(もしくはその一部)またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ・ 本プレスリリースにおける当社の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、当社が現時点で合理 的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがありえます。
- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(SecuritiesExchangeActof1934)第13条(e)項または第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースに含まれる全ての財務情報が米国の会社の財務情報と同等のものとは限りません。また、当社が米国外で設立された会社であり、その役員全員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社またはその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- ・ 本プレスリリースの発表、発行または配布は、国または地域によって法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国または地域においては、仮に本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

以上